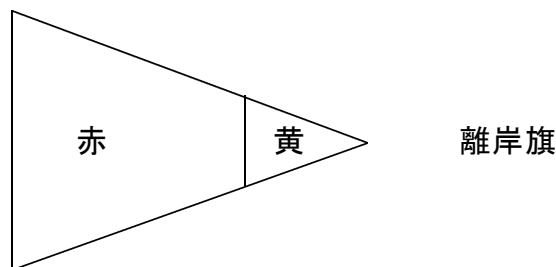
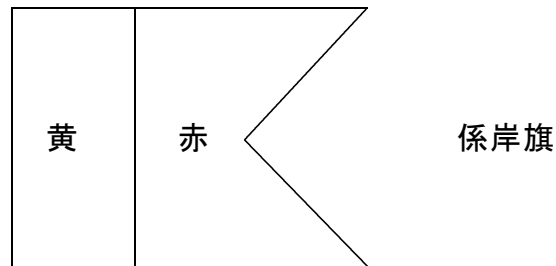
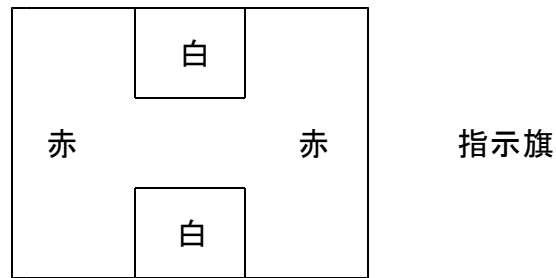


## 係留施設の使用に関する私設信号

最終改正：令和8年4月1日

- 1 係留施設の使用に関する指示（以下「指示」という。）に用いる私設信号（以下「指示信号」という。）及び船舶がそれに対する応答に用いる私設信号（以下「応答信号」という。）は、各港ごとに別表のとおりである。
- 2 前項の私設信号を発する場合には、別表において特別の信号方法の定めのあるものを除き、信号旗として、指示旗、係岸旗及び離岸旗並びに国際信号旗を用いる。
- 3 前項の指示旗、係岸旗及び離岸旗は、国際信号旗に準ずる大きさとし、それらの様式は次のとおりとする。



### 別表

- (1) 「指」、「係」及び「離」とあるのは、それぞれ第2項及び第3項の規定による指示旗、係岸旗及び離岸旗を示す。
- (2) 「A」、「B」、「C」……又は「1」、「2」、「3」……とあるのは、それぞれ国際信号旗のA、B、C……又は国際信号旗の1、2、3……を示す。
- (3) 「回」、「〇代」とあるのは、それぞれ国際信号旗の回答旗、第〇代表旗を示す。
- (4) たとえば、「係・A・1」とあるのは、上方より順次係岸旗、国際信号旗のA、国際信号旗A及び国際信号旗の1の順序で掲げることを意味する。

1 千葉港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
白灯点灯 白灯点滅	離岸船有り、出光興産千葉事業所岸壁への係留待て。 出光興産千葉事業所岸壁に係留せよ。		指示信号は、出光興産千葉事業所の係留施設に係留する船舶に対し、出光信号柱において発するもの

2 姫路港

指 示		応 答 信 号	備 考
信 号	信 文		
下向きの矢印の記号及び数字1の文字の交互点滅	夢前岸壁1に係留せよ。	2代・1	指示信号は、日本製鉄瀬戸内製鉄所広畑地区の係留施設及び広畑岸壁に係留する船舶に対し、日本製鉄広畑信号所電光標示板において発するもの 指示信号の次にE、W、N又はSの文字を標示した場合は、「指定する係留場所において船首を東方、西方、北方又は南方に向けて係留せよ。」という信文を表す。
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及びUの文字の点滅	夢前全天候岸壁1Uに係留せよ。	2代・1・U	
下向きの矢印の記号及び数字2の文字の交互点滅	夢前岸壁2に係留せよ。	2代・2	
下向きの矢印の記号及び数字3の文字の交互点滅	鴨田岸壁3に係留せよ。	2代・3	
下向きの矢印の記号及び数字4の文字の交互点滅	鴨田岸壁4に係留せよ。	2代・4	
下向きの矢印の記号及び数字5の文字の交互点滅	鴨田岸壁5に係留せよ。	2代・5	
下向きの矢印の記号及び数字6の文字の交互点滅	鴨田岸壁6に係留せよ。	2代・6	

下向きの矢印の記号及び数字7の文字の交互点滅	鴨田岸壁7に係留せよ。	2代・7	
下向きの矢印の記号及び数字9の文字の交互点滅	中央岸壁9に係留せよ。	2代・9	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字0の文字の点滅	鶴田岸壁10に係留せよ。	2代・1・0	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字1の文字の点滅	鶴田岸壁11に係留せよ。	2代・1・1	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字8の文字の点滅	原料岸壁18に係留せよ。	2代・1・8	
順次に下向きの矢印の記号、数字1の文字及び数字9の文字の点滅	輸出岸壁A1に係留せよ。	2代・1・9	
順次に下向きの矢印の記号、数字2の文字及び数字0の文字の点滅	輸出岸壁A2に係留せよ。	2代・2・0	
順次に下向きの矢印の記号、Kの文字及び数字1の文字の点滅	広畑1号岸壁に係留せよ。	2代・K・1	
順次に下向きの矢印の記号、Kの文字及び数字3の文字の点滅	広畑3号岸壁に係留せよ。	2代・K・3	
上向きの矢印の記号の点灯	係留中の船舶が出港しようとしていること。		

### 3 三池港

信 文		応 答 信 号	備 考
信 号			
緑灯	出入渠可。		指示信号は、ド

赤灯	出入渠待て。	ック内の係留施設に係留する船舶に対し、三池港水門信号柱において発するもの
----	--------	--------------------------------------